

NISA約款

(非課税上場株式等管理、特定非課税累積投資、特定非課税管理 および特定課税未成年者口座管理に関する約款)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

第 1 章 総則

(約款の趣旨)

- 第 1 条** この約款は、お客さまが租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座にかかる非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設された非課税口座および特定課税未成年者口座について、同条第 5 項第 2 号、第 6 号および第 10 号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、証券取引約款その他の当社が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第 2 章 非課税口座の管理

(非課税口座開設届出書等の提出等)

- 第 2 条** お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社へ租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、同条第 16 項および同条第 25 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの）を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 25 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 44 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
- ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものについては、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出または提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出または提供される場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当社は当該非課税口座を廃

止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。

- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合等を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第22項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第12号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合
非課税口座に同日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられているとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合
非課税口座に同日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- 5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、お客さまがその年1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）を除きます。以下この項および次項において同じ。）または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第19項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第11号に規定する「勘定廃止通知書」を交付または電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。

（非課税口座の開設について）

第3条 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税口座を設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことといたします。

（非課税管理勘定の設定）

- 第4条** 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）

において設けられます。

(特定累積投資勘定の設定)

第4条の2 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年（未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027年）以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。

- 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。
- 3 未成年者特定累積投資勘定を当社に設けている場合、お客さまがその年1月1日において18歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当社以外の証券会社または金融機関に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。

(特定非課税管理勘定の設定)

第4条の3 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第4条の2の特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）と同時に設けられます。

(非課税管理勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)

- 第5条** 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。
- 2 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

(非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲)

第6条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等を除きます。）のみを受入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第4条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受入れた上場株式等についてはその払込んだ金額をいい、ロの移管により受入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価

証券の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもの
口 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座にかかると他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下、この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等（特定累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲）

第6条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）にかかる委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 第4条の2第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（この項および第23条において「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60万円）を超えないもの（次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。）

イ 未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定

当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超える場合および当社の「投信積立取引取扱規定」に基づく各月の払込金の合計額が10万円を超える場合

ロ 未成年者特定累積投資勘定

当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額および当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等の合計額が600万円を超える場合および当社の「投信積立取引取扱規定」に基づく各月の払込金の合計額が5万円を超える場合

② 租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

2 特定累積投資勘定において、お客さまが累積投資契約に基づいて取得す

る上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当社は、販売および解約にかかる手数料、ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいたしません。

(特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲)

第6条の3 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権にかかる上場株式等および同条第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するもの）に限り、により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合

ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

② 租税特別措置法施行令第25条の13第30項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

2 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受け入れることができません。

① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの。なお、注文後、整理銘柄・監理銘柄となった場合は、非課税口座における取引から課税口座への取引へ訂正させていただく場合があります。

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号および第3号の定めがあるもの以外のもの

(譲渡の方法)

第7条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の

委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

- 2 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第8条 お客さまが非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）および上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金および分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

(未成年者特定累積投資勘定の管理)

第9条 未成年者特定累積投資勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等は、お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還（次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める移管または返還を除きます。）を行わないこと

イ お客さまがその年の3月31日において12歳である年（以下、「特定基準年」といいます。）の前年以前の各年

災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13第31項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該非課税口座および特定課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）および当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定にかかる上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことによる当該非課税口座からの払出しによる移管または返還

ロ お客さまの特定基準年以後の各年

イに定める移管または返還およびお客さまが当社に対し当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還を依頼する旨、当該移管または返還の起因となる事由（お客さまの教育費または生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合における当該移管または返還

- ② 当該上場株式等の第7条に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了

（同号に規定する信託の併合にかかるものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価にかかる金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと

- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等にかかる譲渡所得等にかかる収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等にかかる配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等にかかる同法第9条の8第1項に規定する配当等で、当社が国内における同項に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れまたは預託すること

（非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止）

第10条 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座および当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。

（非課税口座にかかる投資信託の取扱い）

第11条 非課税口座に受入れた投資信託（累積投資の委任に関する契約を当社と締結しているものに限ります。）にかかる収益分配金については、他の契約の定めにかかわらずお客さまへ返還するものとします。

- 2 第6条第1号イに掲げる上場株式等のうち国内の投資信託を非課税口座に受入れる際、当該非課税管理勘定における取得金額の合計が120万円を上回った場合は、当該上回った金額に相当する口数は非課税口座以外の口座に受入れるものとします。
- 3 第6条の2第1号に掲げる上場株式等のうち国内の投資信託を非課税口座に受入れる際、当該特定累積投資勘定における取得金額の合計が120万円を上回った場合は、当該上回った金額に相当する口数は非課税口座以外の口座に受入れるものとします。
- 4 第6条の3第1項第1号に掲げる上場株式等のうち国内の投資信託を非課税口座に受入れる際、当該特定非課税管理勘定における取得金額の合計が240万円を上回った場合は、当該上回った金額に相当する口数は非課税口座以外の口座に受入れるものとします。

（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第12条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第6条第1号ロおよび第2号に規定する移管にかかるもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受入れなかったものであって、非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。以下同じ。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、次項に規定するもの、租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第11号に規定する事由

により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま（相続または遺贈による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

- 3 未成年者特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出しでお客さまの基準年の前年12月31日までに生じたもの（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管にかかるものを除きます。）があった場合（租税特別措置法施行令第25条の13第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で未成年者特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、未成年者特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- 4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第30項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

（非課税管理勘定終了時の取扱い）

第13条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。

- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社の定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合
一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合
特定口座への移管

(非課税口座取引である旨の明示)

第14条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受入れようとする場合には、当該取得にかかる注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座によるお取引とさせていただきます（特定口座によるお取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限りです。）。

- 2 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。
- 3 「投信積立取引取扱規定」に規定する投資信託の定時定額購入取引により買付けた投資信託を非課税口座に受入れる際に同一約定日の買付けがあった場合は、当社の定める優先順位にしたがって非課税口座へ受入れるものとします。

(特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認)

第15条 当社は、お客さまが当社に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。）を設定している場合において、当社の定める方法により、お客さまの所在地の変更有無を定期的に確認いたします。

- 2 前項の場合において、当社の定める一定期間内にお客さまの所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客さまの所在地の確認ができるまでの間、お客さまの非課税口座にかかる特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。）。
- 3 前2項の場合において、お客さまの非課税口座にかかる特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。

第3章 特定課税未成年者口座の管理

(特定課税未成年者口座の設定)

第16条 お客さまがその年1月1日において18歳未満である年または出生した年において、特定課税未成年者口座（お客さまが当社または当社と租税特別措置法施行令第25条の13第36項各号に定める関係にある法人の営業所に開設しているお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。

(課税管理勘定における処理)

第17条 お客さまがその年1月1日において18歳未満である年または出生した年において、金銭その他の資産の預入れまたは預託は、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れまたは預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れまたは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第18条 特定課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をすることはできません。

- ① お客さまの特定基準年の前年以前の各年
非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該上場株式等につき災害等に

よる払出し（非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいいます。以下同じ。）がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し

② お客さまの特定基準年以後の各年

①に定める払出しおよびお客さまが当社に対し当該上場株式等の当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（お客さまの教育費または生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出をした場合における当該払出し

（非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止）

第19条 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座および当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止いたします。

（契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い）

第20条 お客さまの基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由（第9条もしくは第18条に掲げる要件に該当しない事由が生じたことまたは非課税口座もしくは特定課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものおよび出国による非課税口座の廃止を除きます。）をしたことをいいます。以下、この条において同じ。）が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。

- ① 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、租税特別措置法第9条の8第1項第3号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとみなして課税いたします。
- ② 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、租税特別措置法第37条の14第1項および第2項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。
- ③ 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管またはお客さまへの返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管または返還があった時における含み益について課税いたします。
- ④ 当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または保管の委託がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。

第4章 口座への入出金等

（非課税口座および特定課税未成年者口座における入出金等の処理）

第21条 お客さまが18歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引にかかる入金および特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

- ① お客さま名義の預貯金口座からの入金
- ② お客さま名義の当社証券口座からの入金

2 お客さまの基準年の前年12月31日までに、お客さまが非課税口座または特定課税未成年者口座から出金または証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

- ① お客さま名義の預貯金口座への出金

- ② お客さま名義の証券口座への移管
- 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。
- 4 お客さまの法定代理人が第2項各号の出金等（租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ（1）（ii）に規定する他の保管口座への有価証券の移管もしくは返還または同項第10号ロ（2）に規定する払出し（災害等による返還等を除きます。）に限ります。）を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。
- 5 やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等にかかる金銭または証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。
- 6 お客さま本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。

第5章 代理人による取引の届出

（代理人による取引の届出）

第22条 お客さまの代理人が、非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。

- 2 お客さまが前項により届出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。

（法定代理人の変更）

第23条 お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

（12歳を迎えた場合の取引残高の通知）

第24条 お客さまがその年1月1日において12歳の年を迎えた場合には、当社は非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。

（お客さまが成年を迎えた場合の通知）

第25条 お客さまがその年1月1日において18歳の年を迎えた場合には、当社は、同年1月1日付でお客さまの開設している非課税口座が18歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高ならびに次に掲げる事項をお客さま本人に通知いたします。

- ① 同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額の上限が、60万円から120万円に変更されること。
- ② 同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。
- ③ 非課税保有限度額の上限が、600万円から1,800万円（うち特定非課税管理勘定にかかる上限は1,200万円）に変更されること。

（契約の解除）

第26条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14第22項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14第5項第6号へに規定する非課税口座等廃止事由または同項第10号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合
租税特別措置法第37条の14第33項第1号の規定によりお客さまが「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法第37条の14第29項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第31項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合

租税特別措置法第37条の14第33項第3号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）

- ④ 租税特別措置法第37条の14第29項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合
出国日
- ⑤ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）
租税特別措置法第37条の14第33項第2号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈の手続が完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合
当該非課税口座開設者が死亡した日
なお、お客さまの相続人・受遺者から相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、当社は「非課税口座開設者死亡届出書」の提出を受ける前であってもお客さまの非課税口座でお預りする上場株式等を非課税口座から払出すことができるものとします。

（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い）

第27条 お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出（「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出または提供をした場合を含みます。）をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または当該非課税口座に設定した勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第18項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第28項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、特定口座が開設されている場合は、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。

- 2 お客さまが当社に対して「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出または提供をし、当社に開設していた非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）および特定非課税管理勘定の設定をした後に、当該勘定が重複していることが判明し、当該勘定が同条第28項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その勘定の設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、特定口座が開設されている場合は、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。

（特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて）

第28条 お客さまが特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。

（約款の改定）

第29条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2026年10月

8260-0032 (26.10) ②9